

質問第五六号

昭和百年記念式典に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年六月十七日

高良沙哉

参議院議長 関口昌一 殿

昭和百年記念式典に関する質問主意書

私は二〇二六年六月八日の参議院行政監視委員会（以下「委員会」という。）において、同年四月二十九日に政府が開催した昭和百年記念式典（以下「式典」という。）に関し、決定のプロセス、目的に関する認識、式典の内容について質疑した。これを踏まえて、以下質問する。

一 天皇陛下によるお言葉がなかった点について、同年五月十二日の参議院外交防衛委員会における田島麻衣子委員の質疑に対し、政府は、「総合的に勘案し」、「過去の例などを踏まえ」と答弁した。

私は委員会において、総合的な勘案において検討された具体的要素、過去例として明治百年式典（以下「明治式典」という。）を参考にしたか、天皇陛下によるお言葉を省いた理由について質疑したが、明確な答弁は得られなかった。天皇皇后両陛下は御臨席のみとすることを決定したプロセスにおいて、どのような議論があったか示されたい。

二 式典における総理の式辞について、委員会において政府は、「さきの大戦の惨禍に思いを致し、我が国の平和と繁栄への思いを込めたもの」と答弁している。また、式典開始前には終戦直後の食糧難等の様子を上映していた旨答弁している。しかし、戦争の惨禍は、戦後に限られない。空襲、原爆投下、地上戦の

惨禍、他国に対する加害等の戦時中の惨禍が含まれると思料する。政府は、昭和前半における戦争の惨禍について、どのような歴史認識の下で式典を行ったか示されたい。

三 明治式典は、国民参加型であり、事前の世論調査も行われた。また、明治式典では、若者のスピーチ、青少年の合唱なども行われた。

式典について、その開催や内容、式次第を決定するに当たり、国民の意見がどのように反映される仕組みだったか示されたい。また、実際にどのような意見が反映されたか示されたい。

四 明治式典では、NHK交響楽団が演奏し、東京混声合唱団が歌唱した。一方、式典では、海上自衛隊東京音楽隊が昭和後半の歌謡曲を演奏・歌唱した。昭和前半が戦争の時代であり、戦争の反省に基づく昭和という一面があることを考えれば、違法ではないとしても、実力組織たる自衛隊音楽隊の出演の是非については検証が必要と考える。海上自衛隊東京音楽隊の出演を決定したプロセスにおいて、どのような議論があったか示されたい。

五 式典では、昭和後半の歌謡曲が六曲演奏された。二〇二六年四月二十九日付け産経新聞配信記事によれば、内閣府大臣官房昭和百年記念式典準備室は、「明確な選考基準はありません」と説明したとされている。

る。当該六曲が選ばれた理由を示されたい。また、昭和前半の曲は選ばれていないが、昭和全てを反映した選考と言えるか、政府の認識を示されたい。さらに、演奏曲の決定の経緯、選考基準、決定に至る議論の内容を示されたい。

六 「昭和百年」関連施策関係府省連絡会議（第一回）において、「『昭和百年』に関する有識者等からの意見聴取結果について」が公表されているが、有識者十九名の選定基準を示されたい。

七 前記「有識者等からの意見聴取結果」及び「国による昭和百年記念式典の実現を目指す超党派議員連盟」による要請は、式典にどのように反映されたかそれぞれ示されたい。

八 式典に係る検討時の議事録は、政府のウェブサイト公開されていない。式典は、政府主催、全額国費で行われたものである。今後、類似の式典が開催される際の参考のため、また、国費の使用の詳細を国民が知るために、議事録の公開は必要と考える。議事録はいつ公開する予定か示されたい。

九 式典についての事後的な検証はどのように行うか示されたい。
右質問する。